

# 法の認可方法についての意見書

田川光照 訳

『法の認可方法についての意見書』は、国民公会で制定の準備がなされていた新憲法（九三年憲法）の認可方法について述べたもので、1972年11月2日にパリ・ピック地区の総会で朗読されたのち、同地区印刷局より出版され、パリの他の諸地区に配付された。

## 凡例

- 一、翻訳には、Œuvres complètes du Marquis de Sade, en 8 vol, Cercle du Livre précieux, 1966-1967 の第11巻に収められたものをテキストとした。
- 二、原文中のイタリックはすべて傍点で示した。
- 三、サドによる原注は、各段落の末尾につけた。
- 三、訳注は、本文中にはアラビア数字で示し、巻末に送った。

## 法の認可方法についての意見書

市民諸君、ぬきさしならぬ大問題が生じているにもかかわらず、諸君はずるずると対応をしぶっているように見受けられる。これほど奇妙なことはない。なぜ諸君の懸案が金縛りにあっているのか、私は理解に苦しんでいる。正直言って不可解きわまるのだ。八月一〇日の人々<sup>1</sup>よ、压制者どもが再び人民<sup>2</sup>の血を流さしめんとしていた傲慢な宮殿〔原注〕から、諸君は勇敢にも力づくで専制君主を引き離した。諸君のものでしかないにもかかわらず、革命が三年目に入ってもまだ確立されていないあの主権<sup>3</sup>を、諸君は自らの血を流すことをもいとわず奪回した。にもかかわらず、今日その主権の基礎を固める段になるや、その主権を確立し全ヨーロッパに表明する段になるや、諸君は何処吹く風をきめこみ、あまたの手に狙われているというのに栄冠によりかかって惰眠をむさぼっているのだ。

（原注）周知のように、シャルル九世が新教徒たちを銃撃したのは、少しばかり隔たっているとはいえ同じ宮殿の窓からであった<sup>4</sup>。

市民諸君、時間は切迫しているのだ。諸君が自らの武勲によって獲得したあの権力をみすみす逃してしまうようなことにでもなれば、再びそれを手にするにはどれほどの困難を伴うことであろう！

したがってその権力を保持する方法についていまい少し共に考えてみよう。私がまず諸君に聞きたいことは、諸君が法の制定を委任した人々のことを、諸君はどう見ているかということだ。かつて人民が隷属状態にあった時、馬鹿者の玉座の足元で要望と建言を申し述べるために諸君が送り出したあの代表たちと混同しているとすれば、それは赦しがたい勘違いというものだ。市民諸君、この誤謬に陥ってはならない。ルイ16世の臣民の代表<sup>5</sup>と、権利、権力および自由を同時に奪回した人民の代理人<sup>6</sup>との間に厳として存在する、著しい相違を見失ってはならない。臣民の代表は、国王の厚意を求め寵愛を得ることしかできなかったがために、諸君のおかげで昇ることのできた玉座の階段から、得られた厚意と寵愛を諸君にばらまくことによって、支配者の膝下で学び取った専制主義のあのもったいぶった態度を諸君に対して保持することができたのだ。諸君がその代表にあの衣装<sup>7</sup>を着用させ、厳粛な敬意を払ったのはそのためなのだ。こうしたことは今日では存在しない。諸君にのみ属する主権の一部を一時的に委託された素朴で自由、かつ諸君と平等たる人々は、いかなる点においても諸君以上に大きな主権を持つことはできないのである。主権は単一にして不可分かつ譲渡不可能なものであり、その分割は破壊にほかならず、その譲渡は喪失にほかならないのだ。

新憲法の制定を諸君から要請されるという栄誉を受けた、啓蒙された人々も、したがって、法案を諸君の判断に委ねるという権利以外のいかなる権利も持たない。その法案を承認

するか拒絶するかはひとえに諸君の判断によるのである。要するに、諸君の代理人たちの権力は、日光のごとく、火付けレンズ<sup>8</sup>によって映し出されるのだ。諸君は、たとえるならば太陽光線の束であり、諸君の代表たちは、諸君から受け取ったものしか持たず、諸君から送られる明かりによってしか地上を照らさない点火レンズなのだ。人民諸君、諸君は彼らなしにすべてをなし得るが、彼らは諸君なしには何もなし得ないのである。原案の作成がいかに肝要なものであるかは、想像を絶するほどなのだ。貴族は予想以上に間近にいるのであり、ついこの間まで闇に閉ざされていた大気をまたもや霞で曇らせようとしているのだ。彼らは、たしかに、自らの毒気で自らを腐らせるようなへまはもうしないかもしれない。しかし、その毒気を吸ってしまう人々を腐敗させることはできるのだ。そうなれば、漕役囚の縁無し帽と同じ色をした諸君の自由帽 [原注] は、やがて鉄鎖を隠蔽する道具と化すことであろう。

(原注) いかに馬鹿げた無知から人々が自由帽を赤色にしようとするのか、私は理解に苦しむ。エルテリーの名で知られ崇められている自由の女神に捧げられた色は、ギリシャ人においてもローマ人においても、白にほかならなかった。

おお、我が同国人たちよ、諸君は是非とも必要な警戒心をなくしてはならない。血を流すことによってしか獲得されず、一瞬のうちに奪われてしまうあの自由を保持する方法について、絶えず熟考せねばならない。タルキニウス一族を破滅させた高邁な人々は、いつの日か自分たちがカエサルの前に這い

つくばることになるうなどと予想していたであろうか。同じ一つの町がブルトゥスとメスナスを同時に生んだとは、いったい誰が信じられようか。

市民諸君、諸君も耳にしたであろうが、国民公会から出される法を諸君が認可する必要はないという意見がすでに表明されている。諸君の権力を体現する代理人たちは、諸君から権力を委譲されているのであるから、法を作成する権限ならびにそれを認可する権限を二つながら手にすべきである、とされているのである。すなわち、彼らは自分自身の裁き手になるというわけなのだ。このように言われているのに、諸君は言いなりになっている。そうだ、いかなる抗議の声も聞かれない以上、まさに言いなりになっているのだ。私が諸君とともにはっきりさせたいと願っているのは、この方針確認の請求がはらんでいる重大な危険についてなのである。

少しばかり過去を振り返り、暴君たちが何をしたのかを見てみよう。市民諸君、それは疑いなく委託された権力の乱用なのだ。ネロもティヴェリウスもヴァンセスラスもシャルル九世もルイ16世も幾多の人間の血を流さしめたが、それは委託された権力を乱用したからにはほかならない。護民官たちがローマを震撼させたのは、要するに、委託された権力の乱用によるのだ。アジアが恐ろしい鉄鎖の下に呻吟しているのも、譲渡された権力の乱用によるのである。人民の権威が一つのあるいはいくつかの手に集中されること、それが貴族政治の源なのであり、そこから権力譲渡の乱用と危険が生じるのである。諸君の代理人たちが諸君の意向を抜きに法を制定し得

るのであれば、諸君による認可が彼らにとって無用だとい  
るのであれば、その瞬間から彼らは専制君主となるのであり、  
その瞬間から諸君は奴隷となるのだ。したがって、もし万一  
彼らが、諸君に法の認可を求めるといこの必要不可欠な義  
務を免れようとするなら、どうして一介の公的代理人が、主  
権者の代表であるという資格だけで、主権者の所有する権利  
と同じ権利を与えられているなどと空想するのか、是非とも  
彼らに問いたさねばならない。諸君から主権の一部を委託  
されているからといって、どうして彼らは他人の権利を侵害し  
得る権利を与えられていると思ひ込むのであろうか。もし彼  
らがこの問いに答えることなく事を進めるなら、諸君の前途  
に待ち構えているのはこの上もなく大きな不幸なのだ。諸君  
が認可していない法を彼らが押し付けてくるようなことにで  
もなれば、諸君は破滅するのだ。というのはその場合、諸君  
が自らを犠牲にして獲得したあの力の統合によって彼らに委  
譲したのは権力の放射光にすぎないにもかかわらず、彼らはそ  
の権力の源を奪い、やがては諸君が絶対に手放してはならぬ  
権威を覆い隠してしまうことになるからである。

我々が代理人たちに寄せた正当な信頼を傷つけぬよう留意  
しつつ、彼らは我々に法案を提示するだけの任務を負ってい  
るにすぎないことを自覚するよう、彼らに要求しようではない  
か。我々の法を決するのは我々をおいてなく、我々に法案  
を提示することが彼らの唯一の仕事なのだ。しかもその法案  
は細目にわたって提示されねばならない〔原注〕。大綱のみで  
は、最初の憲法に見られた不都合が新憲法の中にも再び見出

されることになる。憲法というものは、ほとんどの場合、以前のものの延長上にあるか、さもなければ以前のものを土台にして制定されるのが常であり、最初のものでなければ、二番目のものもしばしば受け入れ難いものとなるのだ。したがって、細目にわたって判定しなければ、その憲法が諸君にふさわしいものであるか否か、判断できないであろう。ここで恐れねばならないのは、虚栄心のひけらかしである。最初の憲法があのように早く成立したのは、諸君の当時の代理人たちが自尊心にかられて、諸君から求められていた法典を自分たちだけで完成させんとしたからにほかならない。その時の法が細目にわたって判定されていたなら、諸君は今日それを作成し直す羽目に陥らずにすんだことであろう。新憲法が完成しない間は旧憲法を用いるがよい。そして何ものによっても揺り動かされ得ない確たるものを練り上げるために、十分に時間をかけるがよい。もし今会期中に終わらなくとも、やむをえない！次の会期が引き継げばよいのだ。法の制定を急ぐべきいかなる必要性もないのであり、逆に、かかる作業に必要な考慮を十分に払わなければ、この上もなく大きな危険に陥るのである。諸君の最初の代表たちは、作業し直す前に破棄するという大きな過ちを犯し、その結果、無法状態の一時期が生じた。今回は事情を異にしている。善かれ悪しかれ、諸君は法を持っているのだ。暫定的にそれを用い、諸君に幸福をもたらすに相違ない憲法を慎重に練り上げるがよい。それが熟慮に熟慮を重ねた末の英知に富むものとなれば、おそらく全世界の法となることであろう。逆に諸

君が、かくも重大な事柄を進めるに際して、どんな場合でも許し難い拙速をもってするなら、また、人民にふさわしかるべき抑制の性質を決定するに際して、常に正しい啓蒙された人民の許可を法的一条一条について受けないなら、ひたすら諸君の無政府状態を永続せしめんと目論んでいる諸君の敵は、法を持たないか、あるいは悪法しか持たない人民が必ず陥る無力に乗じて、やがて、諸君を征服しないまでも……諸君はフランス人だ……諸君を分裂させるに至るであろう。

(原注) 注意を促すまでもなく、私がここで語っているのは憲法についてである。諸規定は即座に制定されねばならないしまた、人民の許可を得ねばならないほど重大なものではない。

市民諸君、細目にわたる諸君の認可が避けられたり、一県一人の割当による批准議会の招集が提案されたりするのは、仕事を短縮するためであるが、それはとりも直さず任務を全うしたという名誉を得るためであるとうことは、疑いないのである。その企てのいずれもが秘めている罣に警戒せねばならない。諸君の認可を免れんと望むことによって諸君に対して仕掛けられる罣を、私は明らかにした。諸君もまた、現議会の作業を拒絶あるいは承認するためもう一つ議会を設置せんと目論みが隠蔽している罣に、容易に気付くことであろう。その新議会は現議会の敵対者あるいは奴隷のいずれかではなくして何であろうか。どちらに転ぶにしても、どれほど多くの危険を孕んでいることであろう！ まず敵対者となる場合であるが、市民諸君、現議会の傍らに設置される新議会が

果たす役割は、現議会によって作成される法を受け入れるか拒否するか、のいずれかにすぎず、やがて諸君が正当しごくにも拒否した二院制の不都合をもたらすに違いないのだ。そして、市民諸君、諸君の代表たちと絶えざる権力抗争をなすことになるその肅清議会は、わずかな期間のうちに、諸君が永久に没収したはずの王権に見られたあらゆる悪弊を備えることになる。といのも、権威を享受する者を創るのが権力でないことに注意すればよい。権威は認可する者に専横的に属するのであり、先の二つの議会のあらゆる不可欠な議決を麻痺させた玉座の男のやり方<sup>9</sup>が、大権はまさに彼の手中にあったことを証明している。したがって確実なことは、権威が必ずその批准議会の手に渡るであろうということだ。そして諸君は、六ヶ月も経たないうちに、まさに諸君が遠ざけんとしている悪弊が諸君の代表たちのあらゆる作業をひっきりなしに腐敗させていることに気付くであろう。逆にこの認可の大権をいくつもの初級集会<sup>10</sup>に分割することによって、意向がいつそう確実に表明されるようにしたばかりか、諸君は認可の力から生じるあの巨大な権力を弱め、その力を分割することによって、その力に善をなす自由のみを残し安易に悪をなし得ないようにしたのではなかったか。

もう一つの奴隷となる仮定であるが、くだんの新議会の構成員が現議会の崇拜者あるいは隷従者の中から選出されるとすれば、諸君の危惧する鉄鎖が、二つの権力集団から課せられることになるから、ますます激しい重みを持ってしまうことになる。

かくも危険な提案が諸君に与える多数の不都合について、細部にわたってくどくどしく述べる必要はあるまい。そのような提案を思いついた人々が銃剣でそれを押し通そうとしても、驚くべきことではないのだ！

要するに、市民諸君、諸君は、諸君の権威を確立するよりもルイ16世の権威を維持することに専念した代表たちによって与えられた、拙速の憲法の誤謬を確認し、諸君の法の記念碑を修正する必要、とりわけその基礎に、諸君に属するあの主権と、暴君のために専制者たちによって創られた法には無縁な、あの正義と公正とを据える必要を感じたのだ。この不可欠な改訂なしには、さらに言えば、この新しい創造なしには、おそらく、諸君の祖先たちの野蛮な法と、その方を寄せ集めては我々に説明する者たちの法そのもの以上に恐ろしい解釈との、醜いがらくたの山の下に埋もれていたほうがましだったのだ。そのような暗礁を避けることを願い、また己の権利と己の光明を二つながら役立てることを熱望し、諸君はついに英知に富む法を望むに至った。かつて弱さから暴君たちに譲り渡し、彼らによってほしいままに乱用されていたあの権威を獲得し、諸君は諸君の代理人たちから法を与えられることを望むと同時に、諸君自身による認可抜きにはその法を受け入れまいとしている。たしかに、英知に富む法がこの世にあるとすれば、諸君が享受すべき幸福と平安とを諸君に保証する英知に富む作業があるとすれば、それはまさしくこのようなことなのだ。

では、諸君が自然から受け取りながら、専制政治によって奪われたあげく、自らの血を代償にようやく奪回したあの主権を維持しつつ、法の認可を実現すべき最良の方法とはどのようなものであろうか。それなくしては自由な国民にとって法が存在しないあの不可欠な人民による認可を、最大限迅速かつ荘重に実現すべく、私は以下の提案を行う。

予告状をフランス領土内の各郡の主邑の長に発送する。長はそれを受け取るとただちに初級集会を招集する。初級集会が郡の主邑で開催されるや、我が立法者たちの細心の注意のもとに、告示さるべき法が第二信によって人民に届けられる。理事が集合した人民にそれを読み上げる。そしてその法は、それが役立つべき人々の集団によって検討され、審議され、掘り下げられたのち、容認または却下される。容認されれば、法案はただちにそれを届けた送達吏によって持ち帰られる。多数の者が自らの権利を享受するとともに、法が公布されるのである。少数の者にしか賛同されなかった場合は？ 諸君の代表たちはただちにその修正、撤回、あるいは全面改訂の作業を行う。そして代表たちが法の改良作業を成し遂げたなら、同じやり方で各県のすべての郡で集められた全フランス人に、その法は再び提示される。

私の提案するこの法案が実現困難ではないかなどと危惧する必要は毛頭ない。いかなる市民も集会への参加を苦痛に感じたりはしまい。かつて隷属状態にあった時にでも百姓は祭典のために、祝日の行列のために、はるかに長い道のりを歩いたものだ。考えてみるがよい。今日自由を得た農民が、法

を認可するという榮譽、すなわち自らの主權にこの上もなく  
莊重な羽ばたきを与えるという榮譽のために招集されるなら、  
数里の道のりに尻込みするであろうか。かつてフランク人た  
ちが同じ目的のためにシャン・ド・マルスに赴いた際<sup>11</sup>、彼ら  
は歩まねばならない道のりを気にしたであろうか。市民諸君、  
さらに留意すべきは、目下あらゆる側面からの困難が存在し  
ているのであり、要は困難が最小のものを選ぶことである  
ということだ。人民が苦勞して集會に集まらねばならないのか、  
あるいは彼らに法を伝えるために自治体の数だけの手紙を諸  
君の代表たちが苦勞して書かねばならないのか、ということ  
なのだ。したがって、双方それぞれがこの苦勞を負担せねば  
ならないのであり、これが、より簡単でより短期間にすむも  
のとして郡ごとの集會を私が選ぶゆえんなのである。

しかし、初級集會がはたして法について意見を述べ得るか、  
という反駁がなされるかもしれない。

啓蒙された一部の人々とそうではない大多数の人々からなる  
この玉石混交の集團が、どうしてかくも重大な事柄について  
一つの意思を表明し得ようか。選び抜かれた人間に委ねた  
ほうがはるかによいのではないか。このような主張を鵜呑みに  
しないように用心しようではないか。法案の作成には選び  
抜かれた人間が必要だとしても、法の認可にはそのような人  
間が必要だなどと思つては断じてならない。人民を拘束する  
ために作られる法に対して承認または否認の決定を下すべき  
は、人民の意思をおいてほかにないのだ。したがって、人民  
は選挙なしに全員で参加せねばならない。常に選択の結果た

る選挙によるなら、法を採択するか拒絶するか判断を、不幸にもまず間違いなく、法の網をかいくぐる術を心得ていたり法を逃れる手段を持っていたりする輩に委ねることになる。それこそ細心の注意を払って避けねばならない暗礁なのだ。

ソロンは言った。法は、大きな蠅はくぐり抜け小さな蠅だけが絡み取られる蜘蛛の巣と同じである、と。偉大な人物のこの譬えが我々に悟らせてくれることは、法の認可に際し、運命によって最も虐待されているあの人民の部分の参加を是非とも、むしろ優先してでも、認める必要があるということだ。また、法が襲いかかるのはたいていその人民の上になのであるから、彼らこそが、これによってなら襲いかかられてもよいと同意できる法を選ぶべきなのである。

市民諸君、以上が私の見解であり、これを諸君の判断に委ねたい。この見解の表明が正義と平等への純粋な愛からなされていることを……、諸君にとってかくも貴重で確実に諸君に帰すべき自由を諸君が保持することへの熱烈な願いからなされていることを、どうか分かっていたきたい。私はいかなる人をも疑わず、万人を信用している。この世で私ほど我々の代表たちに信頼を寄せている者は一人としていないであろう。しかし、私は権力の乱用が行き着くところを知っているのだ。私は専制政治のあらゆる術策を看破している。人間を研究し、人間のなんたるかを知っている。人間というものは、自らに委託された権力をたやすく手放しはしないものであることを知っており、委任された権威を制限することほど困難

なものはないことを知っている。私は人民を愛している。バ  
スティューユを陥落させた人々の熱狂した口から全世界に告げ  
られるよりもはるか以前から、私が現在の体制を創出せんと  
していたことは、私のもろもろの仕事が証明しているところ  
である。私の生涯で最もすばらしかった日は、黄金時代の甘  
美な平等が再生するのを見るような気がした日、自由の気が  
王杖と玉座の残骸を恵みの小枝で覆うのを目の当たりにした  
日である。この拙文は私の懸念に由来したものにすぎない。  
諸君がこれによって懸念を覚えるなら、諸君はやがてその懸  
念を生じさせるものに異議を申し立てることであろう。そし  
て、我々はみな幸福になるであろう。私が間違っているとす  
れば、それは私の心の過ちであり、諸君の心はそれを寛恕し  
てくれるであろう。その時には諸君の光明を私に分かち与えて  
いただきたい。私はそれに基づいて計画案を練るであろう。  
私の誇りとするところは感受性のみであって、たしかに他の  
人よりも下手な話し方しかできないが、それでも諸君を愛し  
たいという気持ちでは人後に落ちないのである。

ピック地区の地区総会は法の認可に関するこの意見書の朗  
読を二度聞いたのち、これを印刷に付し、他の四七の地区に  
送付するとともに、各地区にかくも重大な事柄に関しできる  
限り迅速にそれぞれの意思を表明するよう求めることを、全  
会一致で決定した。

フランス共和国元年、1792年11月2日、地区総会にて。

委員長 ギヤール

書記 テルノワ

<sup>1</sup> 「八月一〇日の革命を起こした人々」すなわち「王政を覆した人々」の意味。プロシア軍の進入に直面し、宮廷の敵対行為と立法議会の無為に対する不満から、1792年8月9日夜半から10日にかけてパリの民衆が蜂起し、地方連盟兵とともにテュイルリー宮を攻撃。二時間にわたる激戦ののち王宮が陥落すると、議会は王権の停止を宣言し、新憲法起草のために普通選挙による国民公会の招集を議決した。

<sup>2</sup> このパンフレットでは、peupleは「臣民」(sujet)や「貴族」(aristocratie)と対立的に用いられているので「人民」と訳し、nationを「国民」と訳した。

<sup>3</sup> 主権 権利・権力関係の主要な用語は、autorité「権威」、droit「権利」、pouvoir「権力」、puissance「権力」（文脈によっては「権限」）、souveraineté「主権」と訳し分けた。

<sup>4</sup> 宗教戦争の最中、1572年8月24日に起こった新教徒虐殺事件である「聖バルテルミーの虐殺」を指す。

<sup>5</sup> ここでの「代表」は単数であり、革命初期に国民の人気を得ていたが「八月一〇日の革命」後逃亡した、立憲王政の推進者の一人ラファイエットを指していると思われる。そうであれば、後出の「あの衣装」とは国民衛兵司令官の制服を意味する。

<sup>6</sup> 議員を意味する語として、mandataire、représentant、およびまれにdéputéが用いられているが、最初のを「代理人」と訳し、あとの二つは「代表」と訳した。1789年秋から翌年にかけてmandataireとreprésentantの使い分けがなされており、前者は人民主権（国民主権ではなく）および直接民主政につながる立場から議員を呼ぶために用いられていた（M. Genty,mandataires représentants[1789-1790], in Dictionnaire des usages sociopolitiques[1770-1815], Klincksiek,1985）。そして、1792年から翌年にかけてのサン＝キュロットの運動の中で、やはり議員をmandataireと呼ぶべきであるという主張がなされた（A. Soboul,Les Sans-Culottes, Seuil, 1968, p.111）。サドのこのパンフレットにおいては、mandataireはもっぱら国民公会の議員について用いられ、それ以外では立憲議会の議員について一度用いられているだけである。

<sup>7</sup> 注5を参照。

<sup>8</sup> 凸レンズのこと。日光を焦点に集めて火をつけることができるので、この名がある。後出の「点火レンズ」も同じ。

<sup>9</sup> 国王による拒否権の行使を指す。立憲議会による封建制廃止の法令や人権宣言、立法議会による宣誓拒否僧侶に関する法令などが拒否権行使の対象となった。

<sup>10</sup> 二段階選挙において、選挙人を選出するための第一次集会。1792年8月26日にはじまった国民公会議員選出のための初級集会には、能動市民と受動市民の差別が撤廃され、21歳以上の成年男子に参加が認められた。

<sup>11</sup> 『百科全書』における「シャン・ド・マルス」の解説の一部を以下に引用しておこう。「フランス王国の初期、国民の総会がこのように呼ばれた。その総会は、新しい法を制定したり、臣民の陳情を聞いたり、諸侯間のいざこざに裁定を下したり、閲兵を行ったりするために、国王によって毎年招集された。」